主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中萬一の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて(なお、本件儀礼刀を銃砲刀剣類等所持取締法三条一項、二条二項にいう刀剣類に当るものとした原審の判断は相当である。)、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年四月一三日

最高裁判所第一小法廷

誠		田	岩	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
郎	=	田	松	裁判官
一郎	健	隅	大	裁判官